

自治会長会議に係る事前質問に対する回答

質問事項1 市政に関する要望事項の処理方について 質問内容 要望事項の提出先は生活環境課コミュニティ推進班となっており、その通り提出し、窓口で対応していただいています。各自治会から様々な要望があり、関係部署へ要望書が回っていくものと思われませんが、そのことに関し、確認させていただきます。 一点目は、生活環境課コミュニティ推進班窓口へ提出された要望書は対応された職員の判断で関係部課へ回されるのか。班内、課内、部内で情報が共有されるのか。班長、課長、部長が確認してから関係部課に送られるのか。 二点目は、要望書が回った先の部課内の対応方についてですが、ここでも情報はどこまで共有されるのでしょうか。要望事項に直接関係ある班止まりなのか、課止まりなのか。課長、部長が確認されているのか。その要望に対する対応の仕方をどこで判断するのか。要望事項に対する予算規模等の大小によって区分されているのでしょうか。 当自治会は学校の通学路となっており、通学路の両脇に生えている木からの枝が道路に覆いかぶさり街灯を覆ったり、熊の通り道になったりと様々な悪影響があることから、枝の伐採等について、前会長の頃より再三にわたり要望させていただいておりますが、毎回担当班長が来られて同じ話で終わり、何も改善がなされないうちに枝がどんどん伸びます。 ここ数年、各部長をはじめ幹部職員の異動が早くなっているように思われますが、そのような中で各自治会からの要望は幹部職員の中でどこまで共有されているのか。市長にどの程度届いているのか、確認させていただきたく、質問させていただきます。	市民部 生活環境課
質問回答 (担当 コミュニティ推進班) 自治会長様におかれましては、地域コミュニティ維持等のため地域要望の取りまとめを行っていただき、ありがとうございます。 一点目について、各自治会様より要望書が提出された場合、生活環境課において文書の課内回覧による情報共有を行ったのち、どの課が担当すべきものか、内容によっては関係課と協議・検討を行い、該当する担当課へ文書を回付しております。 二点目について、担当となった課においても課内回覧を行い、対応を検討したうえで、対応事項の課長決裁後、自治会様への回答を行ったほか、生活環境課へも回答の情報共有を行っております。各自治会様よりご要望等はいただいておりますが、緊急性や重要性などを基に優先順位をつけながら要望に対応しておりますので、ご理解願います。特に個人所有地内の木の伐採については、市では対応できませんのでご了承願います。 各自治会様よりご要望のありました案件については、担当部署において情報共有を行っているほか、要望実績について幹部会で情報共有を行っております。	
質問事項2 電気柵の設置に伴う支援制度について 質問内容 農家の作物対策について電気柵設置への支援策が行われていることを知りました。電気柵の支援策について、家庭菜園的に作物を作っている人は対象外と説明を受けましたが、家庭菜園者に対しても何らかの助成をしてほしいです。 当自治会方面では熊の出没が頻繁にありました。農家の畑地の不耕作地や農免道路沿いの畑地を農家ではない人たちが家庭菜園的に作物を栽培しています。数か所で電気柵を設置できたら、熊にこの場所は危険であると覚えさせる効果があるのではないかと考えます。 熊も去年の子熊が来年には成獣になります。もう山には行かないと思います。簡単に駆除できない状況にあると思いますので、知恵ある熊に学習させることも対策の一助になると思います。 当自治会付近は、学校の通学路になっているので、熊対策の一助になるものと考えますがいかがでしょうか。 質問回答 (担当 ブランド作物推進班) 農業生産被害防止対策事業は販売を目的とした農業者の方々を支援するために設けられており、家庭菜園については、対象外としておりますことにご理解願います。これまでも、家庭菜園に電気柵を設置する場合はご自身での設置をお願いしてきたところでありますが、クマが生息している地域で作付けを行う場合は、電気柵の設置に限らず、ネットや忌避剤の使用など取り組み可能な自衛策の実施をお願いいたします。 このほか、農作物の適期収穫や適切な廃棄処分、藪にならないような刈払いなど、クマが出没しない環境づくりも重要となります。市としても、引き続きこれらの対策の徹底と、注意喚起を行ってまいります。また、自治会から要望があれば、出前講座でこれらの説明に伺うこともできますので、その際はご相談ください。 なお、本年度は箱罟を増設するとともに、猟友会や警察署などの関係機関や推進員とも連携した体制により捕獲対策も進めてまいります。	産業部 農業振興課